

郡山市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱

平成 12 年 4 月 1 日制定
平成 12 年 10 月 1 日一部改正
平成 13 年 4 月 1 日一部改正
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市介護保険条例（平成 12 年郡山市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定による保険料の徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）及び第 10 条第 1 項の規定による保険料の減免（以下「減免」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別な事情)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項第 5 号及び第 10 条第 1 項第 5 号に規定する市長がこれらに準ずるものと認める事情とは、次に掲げるものとする。

- (1) 第 1 号被保険者が、監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合。
- (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁され、その者の収入が著しく減少した場合。
- (3) 保険料率が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる区分の者で、その属する世帯全員の減免を申請した月を含む前 1 年間の収入の合計が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条に規定する生活保護基準と同程度であること。

(徴収猶予の基準)

第 3 条 徴収の猶予は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する事情により行う場合第 1 号被保険者又は生計中心者の所有する住宅、家財又はその他の財産（以下「財産」という。）に、その価格の 10 分の 3 以上の損害（保険金、損害賠償金により補てんされる金額を除く。）を受け、かつ、生計中心者の前年中の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が、1,000 万円以下であること。
- (2) 条例第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する事情により行う場合 生計中心者の当該年度の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を含む。）が前年の合計所得金額の 10 分の 3 以上減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が、1,000 万円以下であること。

(減免の基準)

第 4 条 減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合に行う

ものとする。

(1) 条例第 10 条第 1 項第 1 号に規定する事情により行う場合 第 1 号被保険者又は生計中心者の所有する財産に、その価格の 10 分の 3 以上の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）を受け、かつ、生計中心者の前年中の合計所得金額が、1,000 万円以下であるものに対しては、損害の程度及び合計所得金額に応じて次の表に定める減免割合とする。

合計所得金額	減 免 割 合	
	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	損害の程度が 10 分の 5 以上のとき
500 万円以下であるとき	2 分の 1	全 部
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

(2) 条例第 10 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する事情により行う場合（条例第 10 条第 5 号に規定する者にあつては、第 2 条第 1 号に該当する場合に限る。）生計中心者の当該年度の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を含む。）前年の合計所得金額の 10 分の 3 以上減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が、1,000 万円以下であるものに対しては、次の表に定める減免割合とする。

合計所得金額	減 免 割 合		
	所得の減少が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	所得の減少が 10 分の 5 以上 10 分の 8 未満のとき	所得の減少が 10 分の 8 以上のとき
300 万円以下であるとき	全 部	全 部	全 部
400 万円以下であるとき	10 分の 6	10 分の 8	全 部
550 万円以下であるとき	10 分の 4	10 分の 6	10 分の 8
750 万円以下であるとき	——	10 分の 4	10 分の 6
750 万円を超えるとき	——	——	10 分の 4

(3) 第 2 条第 1 号に規定する事情により行う場合 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者で、刑の確定にかかわらず、逮捕に引き続き 30 日以上、身体の抑留又は拘束を受けている第 1 号被保険者を対象とし、減免割合は全額とする。

(4) 第 2 条第 3 号に規定する事情により行う場合 条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる保険料率を同条第 1 号に掲げる保険料率に軽減する。

2 第 3 条第 1 項第 2 号又は前後第 2 号の表に基づき徴収猶予又は減免の決定を行う場合に

において条例第9条第1項第2号及び第10条第1項第2号に規定する「重大な障害」とは郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年郡山市条例第9号)第2条第1項各号に規定する障害の程度と、「長期入院」とは6ヶ月以上(見込を含む。)の入院と、条例第9条第1項第3号及び第10条第1項第3号に規定する「失業」とは、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、離職を余儀なくされ職業に就くことができない状態にあることとする。

(証明書類)

第5条 条例第9条第2項に規定する徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類及び第10条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第1号又は第10条第1項第1号の規定に該当する場合 生計中心者の前年の合計所得金額を確認できる書類(以下「所得証明書」という。)及び資産の損害程度を確認できる書類並びに罹災証明書その他災害を受けたことを証する書類。
- (2) 条例第9条第1項第2号から第4号又は第10条第1項第2号から第4号の規定に該当する場合 生計中心者の所得証明書等及び現年の合計所得金額の見込額を確認できる書類。
- (3) 第2条第1号の規定に該当する場合 第1号被保険者の拘禁の事実を確認できる書類。
- (4) 第2条第2号の規定に該当する場合 生計中心者の拘禁の事実を確認できる書類。

(徴収猶予及び減免の決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該徴収猶予又は減免に係る可否の判定を行い、郡山市介護保険料徴収猶予決定通知書(第1号様式)又は郡山市介護保険料減免決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(減免の適用期間)

第7条 条例第10条第2項の規定に基づき行われた保険料の減免の適用期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第1号から第4号に該当する者の減免期間は申請があった日の後に納期が到来する保険料について月割りで12か月間適用することができる。
- (2) 第2条第1号に該当する者の保険料の減免期間は、拘禁された日の属する月から、拘禁が終了した日の属する月の前月まで遡って適用するものとする。
- (3) 第2条第2号又は第3号に該当する者の保険料の減免期間は、申請のあったその年度全てに適用するものとする。

(徴収猶予及び減免の取消し)

第8条 市長は、被保険者が虚位の申請その他不正の行為により保険料の徴収猶予又は減免を受けたと認めるときは、遅滞なく、郡山市介護保険料徴収猶予取消通知書(第3号様式)又は郡山市介護保険料減免取消通知書(第4号様式)により、その者に係る徴収猶予又は減免の決定を取消すものとする。

(被保険者の徴収猶予及び減免)

第9条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者は、徴収

猶予及び減免の対象としない。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。